

みんな入ろう！自治公民館 No.9

問 総務課 行政係
☎476-1111(211)

■楽しい自治公民館活動の紹介

自治公民館では、様々な活動を行っており、地域によって特色ある活動を行っているところもあります。このコーナーでは、その一部を紹介します。

【早馬講 しめ縄作り～中沖中自治公民館～】

中沖中自治公民館の公民館敷地内には早馬講が奉られています。この早馬講は「早馬どん」と呼ばれ親しまれており、農作物や牛馬の神様、集落の魔よけとして昔から大切にされています。また、高さ50センチほどの石碑には、「昭和17年」の銘があり、歴史の長さを感じます。

毎年、中沖中自治公民館では春と秋に清掃作業を行い、早馬講の鳥居のしめ縄作りをして豊作祈願や無病息災を祈願します。太さ約15センチ程のしめ縄は、4人がかりで結われ、正面の鳥居に飾り付けられます。

最近では稲作の機械化が進み、収穫をコンバインで行い、わらを小さく切り刻んだり、畜産飼料用のロールにするため、なかなか飾り用のわらが手に入りやすく、苦労されているようです。その中でも持ち寄ったわらで作ったしめ縄を供えることで、古くからの伝統の継承と同時に、集落の交流の貴重な機会を設けることができます。その地に根付いた文化や伝統と集落付き合いが一体となった魅力ある活動です。



大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター
☎471-7828

●暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「車椅子のレンタル」を取り上げてみたいと思います。

- **相談内容**…介護保険で要支援2の認定です。最近、足腰が弱くなり歩行が困難になってきました。車いすをレンタルしたいのですがレンタルできますか？
- **対応策**…介護保険の認定を受けていても、介護保険でレンタルするには要件を満たす必要があります。基本的には、要介護2以上で身体の状態によってレンタル可能です。また、要介護1、要支援1・2の方でも「例外給付の対象者」であれば、車いすをレンタルできる場合があります。

【例外給付の対象者とは】

- ・日常的に歩行が困難で、手添えがあっても歩けない方。
- ・日常生活範囲において、移動の支援が特に必要と認められる方。
- ・一定の条件に照らし、福祉用具を必要とする状態であることが、医師の意見（パーキンソン病、心疾患、リウマチ、末期がん等）、ケアマネジャーの判断、市町村の確認、これら全ての手続きを経ていること。 ※詳細につきましては、お問い合わせ下さい。